

平成19年度（2007年度）法曹実務専攻（法科大学院）

A 日程入学試験・出題意図

「小論文」

問題1

【出題意図】

問題1は、時代も、歴史的背景も、国も異なる3つの民主制論を読んで、それぞれの文章が取り上げる民主制や民主主義の議論のあり方が如何に異なっているかについて相互の文章を論理的に連関させながら、その主張の内容をどこまで理解できているかをみようとするものである。

そこで、まず、問1では、正しく文字通りの要約を求めているのであって、単なる個々の議論の平板な「抜書き」を求めてはいるのではない。したがって、要約にあたっては、それぞれの主張の本質を見極めた上で、例えば、多数者支配的な民主制観への限界であるとか、決定内容の正当性ではなく、決定手続・決定方法の妥当性の問題としての民主制のあり方、あるいは、民主制と自由との緊張関係、すなわち、多数決と少数者保護の問題などを取り出すことができるか、さらには、それぞれの議論の相互関係や相違が明らかになるように論じられているかが重要になる。

次いで、問2は、最近の郵政解散の是非という具体的な政治問題を題材として、手続き民主主義や多数決原理のあり方、さらには政治（あるいは人間社会）における絶対的価値と相対的価値との相違など、文章(2)の民主制論の枠組みを踏まえて、「郵政解散」選挙の争点になりうると考えられる諸論点について、如何に説得的な論述ができているかがポイントとなる。例えば、「郵政解散」選挙が、人を選ぶと同時に、「郵政民営化をどうするか」という单一争点の是非を問う場となっており、そこでは、いわば「決定の内容」が問題とされ、しかも二者択一の選択に白紙委任することが果たして相対的価値判断といえるかなどといった論点を「発見」した上で、これらを論理的に論じられているかどうかが問われている。

問題2

【出題意図】

本問は評論家福田恒存による「批評家の手帳」と題されたエッセイからの出題である。福田は戦後日本の代表的論客であり、文学・戯曲作家としてのみならず社会批評家でもあり、それだけに言葉の持つ意味への洞察は深い。しかし同氏の著作は行間を読ませるものであり、また批評家精神の表出として、反語的表現方法も多出することから、著者の真意を汲み取ることは、文章の表面的理解だけでは不可能である。

将来法律家になることをめざす受験生に、「言葉」を駆使する世界に生きる心構えを書いた本書を出題として提示した意図は、「言葉」の機能の再考を促しつつ、難解な文章を熟

考する際の分析力、推理力、著者の創造性への理解力などを判断することにある。

なお福田は旧字体へのこだわりを変えることなく、本書もほとんどの漢字が旧字体である。出題文にあえて福田の文体を忠実に再現した意図は、将来法律家として、古い文献を読みこなす必要にも直面するであろうことを勘案したものである。

問1は、著者の持論部分「それ」が直接には記述されないまま、世間の「それ」に対する理解がないことを批判した記述部分から、「それ」の意味と著者の真意を推測させる問題である。本文内に、言葉を用いることは他者を支配することである、との記述はあるが、単にこの部分の書き写しではなく、他者を支配するとは何かまで言及することで、推理力、理解力を問うものである。

問2は、実在の「もの」とそれを言葉で表現した「こと」とは次元が違うとする著者の持論部分の意義を問うものである。観念的分析であり、理解力、思考力を問う。

問3は、著者の持論の核心部分である、言葉は決して真実を表現できず、ある実在を言葉で表現した瞬間に、その実在は別の実在になるとする部分の意味を問うものである。著者はこのことを言葉の限界と表現し、言葉が真実を語ると信じられている人間世界への皮肉を語っているが、著者の真意がどれだけ理解されているか、理解力を問い合わせ、その意味をどのように表現するかを見るものである。

【講評】

短い時間に、それなりの分量の文章を読み、設問の答えを考え解答するのは容易な作業ではない。とりわけ、規定の文字数にあわせて論理的な解答を書くのは難しく、一度読んだだけで、内容をすんなり理解できた論理的な解答は限られていた。

新司法試験の論述式でも問われる、解答の基礎となるこうした能力は、本問題のような法学とは直接関係のない設問においても同じように問われている。そのような基礎力の違いが、答案にはみられた。

問1

下記の点が記述されているかなどを採点のポイントとした。①それ（「生きることは他者を支配する」ということに人は気づいていないこと）への言及、②言葉や行動をもって、人は未確定なものを確定的にし、確かなものを造りあげようと意図する、③人を支配することは、ユーモアや苦渋が伴うはずであるが、それらが感じられない。

①の点を書けている答案は多かった。②の点を書けているか、③の点を具体例などを挙げつつ説明できているかが、答案の優劣の分かれ目となった。文章内の言葉の書き写しではなく、自分の言葉で表現した答案が多かった点は評価された。

問2

下記の点が記述されているかなどを採点のポイントとした。①「もの」は実在を示し、「こと」は判断にかかる言葉である、②「言葉」は双方にまたがり、実在と同時に判断を示す

ものである以上、どちらかだけを示す言葉は存在しない、③言葉によってしか実在を語れないのならば、判断が介入してしまい、純粋な実在には永遠に到達しない。

3問のなかでは最も答えやすかった問題でもあり、比較的できもよかったです、③の点をどの程度書けているかが、答案の優劣の分かれ目となった。

問3

下記の点が記述されているかを採点のポイントとした。①言葉によって実在を表すことが不可能であること、②過去の思想家たちの著作群を文化遺産と呼ぶ欺瞞性、③言葉のもつ限界、④言葉を使用するときの基本姿勢などを、具体例を挙げる形や自らの言葉で説明していること。

文章内の言葉の書き写しが多いかと想像していたが、実際にはむしろ自分の言葉で表現した答案が多かった。

「欺瞞」とは何か、「詐術」とは何か、筆者はそのことをどのように考えているかを論点別に分けて採点したが、的確に把握しているものと、表面的にしか読んでおらず理解の欠しいものとが両極端に存在した。結論として言葉を使う人間への自戒とする趣旨の表現もあった。